

名称等	沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反した事業者の氏名等を公表します		
担当	都市計画部 まちづくり指導課		
	直通	055-934-4761	内線 2543

## 1 内容

沼津市では、災害の防止及び環境の保全を図り、もって安全で良好な生活環境を確保することを目的に、土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、条例という。）」により定めています。この度、条例に基づき、下記のとおり違反事実の公表をするものです。

## 2 事実

次に掲げる事業主は、条例第5条に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。

この事業者に対し、条例第19条の規定に基づき土地の埋立て等の中止を命じたが、従わなかった。

よって、条例第23条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

## 3 事業主

住所 沼津市柳沢 743 番地

氏名 古屋高明

## 4 土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

沼津市宮本字元野 164 番 5 外

沼津市宮本字元野 184 番 4 外

## 5 公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで

〈参考〉

沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（事業の許可）

**第5条** 事業主は、事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（中止命令）

**第19条** 市長は、第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けずに事業を施行している事業主等に対し、当該事業の中止を命じなければならない。

（違反事実の公表）

**第23条** 市長は、第17条、第19条、第20条又は第21条第2項の規定による命令に従わなかった者について、災害の防止又は環境の保全を図るため必要があると認めるときは、その事実を公表するものとする。